平成31年第2回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時:令和元年5月20日(月)

午後1時30分~

場 所:本庄市役所504会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 新委員への委嘱状交付
- 4 事務局職員の紹介
- 5 議 題

〔報告事項1〕本庄市国民健康保険税条例の一部改正について

[そ の 他] 平成30年度国民健康保険特別会計決算速報に ついて

- 6 その他
- 7 閉 会

本庄市国民健康保険税条例 新旧対照表

〇本庄市国民健康保険税条例

(納税義務者)

第1条 略

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその 世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割 額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、 当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とす る。

ΤE

前

改

3 • 4 略

第3条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合 には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額し て得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算 額とする。

(1) 略

〇本庄市国民健康保険税条例

(納税義務者)

第1条 略

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその 世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割 額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、 当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とす る。

正

3 • 4 略

第3条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合 には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額し て得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算 額とする。

(1) 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア〜エ 略
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

第23条の2~第27条 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア~エ 略
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

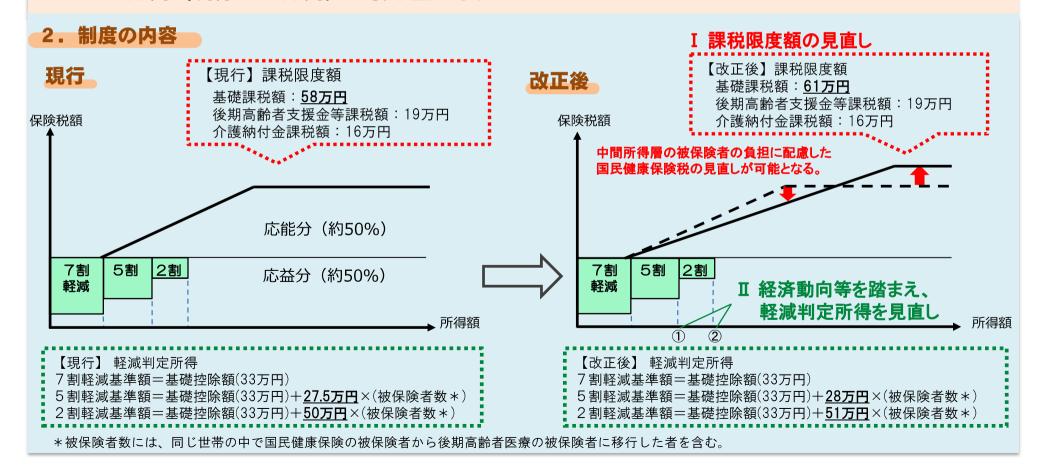
第23条の2~第27条 略

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円(現行:58万円)に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を 28万円(現行:27.5万円)に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を51万円(現行:50万円)に引き上げる。



本 庄 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員 名 簿 (平成3 1年4月1日現在)

	選出区分	役職名	氏	名		選出母体又は所属	委嘱年月日
1号	被保険者を代表する委員		杉	好 夫	男		Н31.4.1
			関口	博美	男	本庄市自治会連合会	H31.4.1
			新居	樂 一	男		H31.4.1
			新井	千奈美	女	本庄商工会議所	Н30. 1. 10
			浅見	敏 江	女	児玉商工会	Н30. 1. 10
	保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	副会長	清水	由紀夫	男		Н30. 1. 10
			佐々木	亮	男	本庄市児玉郡医師会	Н30.1.10
2号			春 山	陽太郎	男		Н30. 1. 10
			石 原	博史	男	本庄市児玉郡歯科医師会	Н30. 1. 10
			林	勇毅	男	本庄市児玉郡薬剤師会	Н30. 1. 10
	公益を代表する委員	会 長	柿沼	光 男	男	本庄市議会	Н30.2.5
3号			岩崎	信裕	男	个儿 11成云	H30.2.5
			小暮	純 一	男		Н30. 1. 10
			境野	広 明	男	事務局推薦	Н30. 1. 10
			根岸	誠	男		Н30. 1. 10
	被用者保険等保険者を 代表する委員		佐々木	淳一	男	協会けんぽ 埼玉支部	Н30.1.10
4号			藤倉	英 明	男	共済組合 (埼玉県教育局)	H30.4.1
			杉山	和男	男	組合健保(さいしん健保)	Н30.1.10

任期満了日:令和2年1月9日

国民健康保険特別会計決算状況(R1.5.14現在)

(単位:円)

	項	目	H 2 2	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	項目(H30~)
歳	国民健康保	R 険税	1,795,077,572	2,048,183,106	2,041,184,056	2,231,607,461	2,144,414,984	2,051,354,666	1,990,954,391	1,939,051,716	1,866,273,254	国民健康保険税
	国庫支出金	<u>.</u>	2,238,637,253	2,342,428,762	2,317,050,470	2,240,307,942	2,193,105,304	2,213,464,625	2,333,121,360	2,122,139,224	0	国庫支出金
	療養給付費	費交付金	482,588,000	556,964,000	597,726,000	508,693,000	490,041,732	278,118,000	267,129,127	164,882,000		県支出金 (保険給付費等交付金)
,,,	前期高齢者	首交付金	1,793,856,209	1,860,553,556	1,835,988,329	1,943,857,760	2,059,887,165	2,086,728,799	2,048,462,932	2,202,666,053		
	県支出金		481,239,884	505,188,059	544,157,323	588,665,139	600,310,612	563,916,145	552,411,131	524,334,526		
	共同事業交	を付金	941,725,017	971,204,166	1,348,664,006	1,287,058,019	1,188,967,537	2,276,113,876	2,462,891,458	2,236,101,376		
	財産収入・	諸収入	17,938,964	19,225,105	19,016,497	18,527,149	15,881,646	10,943,907	10,509,800	11,274,147	26,518,665	財産収入・諸収入
	法定内繰入	金	241,474,265	276,803,898	294,091,038	366,523,866	420,697,740	505,711,928	475,382,012	465,197,966	463,562,339	法定内繰入金
,	歳入小計(A)	7,992,537,164	8,580,550,652	8,997,877,719	9,185,240,336	9,113,306,720	9,986,351,946	10,140,862,211	9,665,647,008	8,130,706,293	歳入小計(A)
7	` 繰越金(B)		44,645,525	45,357,493	39,959,529	34,339,828	37,474,398	35,876,672	36,579,383	116,568,583	116,219,113	繰越金(B)
	法定外繰入	(金(C)	637,373,944	203,008,454	274,349,706	133,120,527	119,470,905	503,089,757	0	0	0	法定外繰入金(C)
	歳入合計(D) (A+B+C)	8,674,556,633	8,828,916,599	9,312,186,954	9,352,700,691	9,270,252,023	10,525,318,375	10,177,441,594	9,782,215,591	8,246,925,406	歳入合計(D)(A+B+C)
	総務費		140,241,955	107,862,664	109,915,652	118,009,964	120,807,244	123,026,354	120,932,149	127,544,274	123,393,009	総務費
	保険給付費	B.	5,782,711,355	6,043,705,396	6,147,212,070	6,064,556,407	5,997,647,153	6,201,176,943	5,982,425,104	5,704,967,817	5,671,408,793	保険給付費
	^え 後期高齢者	首支援金	1,014,075,173	1,121,413,247	1,193,538,732	1,230,576,998	1,238,154,896	1,224,337,383	1,162,435,209	1,133,491,280	1	国保事業費納付金
	前期高齢者	針納付金	1,746,909	3,316,781	1,255,174	1,243,651	968,643	835,721	840,408	4,163,179		
	老人保健拠	心出金	11,113,690	75,089	52,625	46,434	43,338	43,338	34,051	21,669		
	介護納付金	<u> </u>	441,500,344	499,164,276	522,873,244	536,037,532	543,159,448	495,538,749	459,030,085	453,466,489		
	共同事業拠	见出金	925,490,151	905,493,045	1,113,355,720	1,157,597,106	1,167,670,607	2,224,788,792	2,240,716,174	2,046,051,504	1,008	共同事業拠出金
	保健事業・	諸支出金	312,308,741	107,915,895	189,636,072	207,148,375	165,922,065	218,980,502	94,457,821	196,289,464	202,275,985	保健事業・諸支出金
<u> </u>	歳出小計(I	E)	8,629,188,318	8,788,946,393	9,277,839,289	9,315,216,467	9,234,373,394	10,488,727,782	10,060,871,001	9,665,995,676	8,108,059,257	歳出小計(E)
	保険給付費支	支払基金積立金(F)	10,822	10,677	7,837	9,826	1,957	11,210	2,010	802	40,474,806	国保財政調整基金積立金(F)
	歳出合計(G) (E+F)	8,629,199,140	8,788,957,070	9,277,847,126	9,315,226,293	9,234,375,351	10,488,738,992	10,060,873,011	9,665,996,478	8,148,534,063	歳出合計(G)(E+F)
幕	表入小計(A)	-歳出小計(E)	-636,651,154	-208,395,741	-279,961,570	-129,976,131	-121,066,674	-502,375,836	79,991,210	-348,668	22,647,036	歳入小計(A)-歳出小計(E)
;	被保険者数	(年間平均)	24,501人	24,294人	24,011人	23,623人	23,033人	22,247人	21,376人	20,455人	19,598人	被保険者数(年間平均)